

松川町定例農業委員会議事録 第9回 (12月)

1 開催日時 令和元年12月20日(金) 16:00 ~ 17:45

2 開催場所 松川町役場 大会議室

3 出席委員 16人

会長 1番 松下敏章

会長代理 16番 北林秀昭

委員 2番 塩沢澄夫 3番 中平文幸 4番 清水祐一

5番 古谷はるみ 6番 矢沢茂徳 7番 大澤美子

8番 松下守 9番 北沢ひろみ 10番 宮島善英

11番 松下正美 12番 松脇崇 13番 大場健彦

14番 新井正彦 15番 宮沢和文

4 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について

5 農業委員会事務局職員

係長 宮島公香 主事 塚本潤

6 会議の概要

(1) 開会 一宮島係長 開会一

(2) 会長挨拶 一松下(敏) 会長挨拶一

(3) 議事録署名委員及び書記の任命

会長より 2番 塩澤 委員 3番 中平 委員 を指名

(4) 議事

議案第1号

農地法第3条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

○会長

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局説明

1番 大島 2筆 893m² 田 所有権

○松下(敏) 会長説明

譲渡人が規模縮小を希望しており、譲受人も規模拡大を希望しているということで、今回の申請となりました。特に問題ないと思われます。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。議案第1号は以上でございます。

議案第2号

農地法第4条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

○会長

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局説明

議案第3号の1,2番と関連がありますので、同時に説明させていただきます。

1番 元大島 1筆 46 m^2 畑 駐車場

議案第3号

農地法第5条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

1番 元大島 1筆 246 m^2 畑 住宅

2番 元大島 2筆 166 m^2 畑 住宅

○大場委員説明

申請者は、父親と隣の住居者から土地を取得し、住宅を建てるというものです。また、隣の住居者が駐車場の拡張をしたいということで、すべてまとめて造成・工事をするとのことです。特に問題ないと思われます。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは、議案第2号1番について賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

続いて、議案第3号1番, 2番について賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。議案第2号は以上であります。

議案第3号3番をお願いします。

○事務局説明

3番 元大島 4筆 1,334 m² 田 ドッグラン

○大場委員説明

以前、譲受人の職員がドッグランとして使用していたが、借金を作り音信不通となつてしまつた。仮登記をしていたため、譲受人が連絡を取り、仮登記解除をしてもらい、追認ではあるが、今後は、譲受人がドッグランを運営していくということで、今回の申請となりました。特に問題ないと思われます。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。4番をお願いします。

○事務局説明

4番 上片桐 3筆 1,960 m² 畑 駐車場

○松下(正) 委員説明

譲受人は、宗教法人であるが、現在の駐車場が手狭な為、今回の申請となりました。
特に問題ないと思われます。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。議案第3号は以上でございます。

議案第4号

農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について

○会長

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局説明

利用権設定 (23 件)

所有権移転 (2 件)

○会長

ただ今の件についてまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

宮島委員：所有権移転の1番について、申請地の中で、1筆の内道路側半分を移転する農地があるが、残りの畠へ進入する場合はどうするのか。譲渡する農地を通らなければ入れないことは承知されているのか。

事務局：半分のみ移転する農地については、元々1筆すべてを移転する予定であったが、ふじのりんごを作成しており、譲渡人から収穫が終わるまでは待ってほしいとの要望があったため、今回は道路側半分のみの所有権移転となりました。残りの部分については、既に収穫も終わっているため、これから手続きをとることになります。

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。議案第4号は以上でございます。

(5) 協議事項

①委員からの協議事項

②事務局からの協議事項

・農業委員会への相談について

事務局：(資料参照) 先日の引継ぎ会の際に4月～9月までの相談内容をお配りしましたが、今回は9月～12月までの間に相談のあった内容です。

・農業委員会等の綱紀保持に関する申し合わせ決議について

事務局：(資料参照) 長野県農業会議より、決議を作成するよう通知が来ております。「農業委員会組織は、農業者の公的な代表機関として、法令に則り適正に農地制度を運営し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。すべての農業委員・農地利用最適化推進委員は、このことを改めて自覚して農業委員会業務にあたらなければならない。」と謳われております。全国2市町で、農地転用手続きで收賄の疑いで逮捕等の案件があったそうです。つきましては、次回の定例会で松川町農業委員会の決議(案)を出したいと思いますが、何か入れたほうが良いと思うことがあれば事務局までお願いします。

・松川町環境保全型農業推進協議会(仮)について

事務局：平成30年度に調査した段階で、松川町の遊休農地は235.4haであります。今年度の数字は現在集計中です。また、1人1坪農園の推進を行い、農地を持たない方へふれあいガーデンの斡旋や、野菜つくり番組を作成して放送してきました。こういった活動から、もう一歩進めて環境保全型農業を推進するとともに環境にやさしい農業による松川町産農産物を活用した子供たちへの食事・給食を推進し、松川町の農業振興と子供たちの健やかな成長の実現に

- 寄与することを目的として、国へ補助金の申請をし、農業委員会を中心に協議会の立ち上げを考えております。具体的な事業計画については資料により説明。
- ・松川町農業委員会 連絡先・小委員会について
 - ・優秀農業者表彰について
- 事務局：(資料参照) 改選前の農業委員会から推薦した優秀農業者と、農業委員会委員を3期(9年)以上務めた農業委員功労賞について、2月に表彰式がありますので、農業委員・農地利用最適化推進委員の皆様にもご出席していただく予定でございます。
- ・臨時研修会等通知の連絡先について

③営農支援センターから

事務局：りんご黒星病のお知らせ。未収穫果や廃果の処理について。

(資料参照) 全国農業新聞の記事へ松川町の若手農業者の方の記事が載りましたので、ぜひご覧ください。

4月～現在までの農地賃貸借・売買の実施状況について報告。1. 農地利用円滑化事業による賃借状況、2. 農地中間管理事業による賃借状況、3. 農地売買支援事業による売買状況。

(6) 閉会 一宮島係長 閉会一

以上会議の経過を記録し、相違ないことを証するため署名押印する。

2番

塩澤 渚夫



3番

中平 文幸



